千葉県の最低賃金一覧表　マストで守ろう！最低賃金。



最低賃金件名	最低賃金額 時間額（円）	発効年月日	最低賃金の適用について
〔地域別最低賃金〕 千葉県最低賃金	1,195	令和 8.10.1	千葉県内の事業場で働くすべての労働者及びその使用者に適用されます。ただし、特定最低賃金が設定されている産業の労働者及びその使用者には、該当する特定最低賃金が適用されます。

特定最低賃金	調味料製造業 （味そ製造業を除く。）	1,195	令和 8.10.1	*調味料製造業の特定最低賃金(889 円)は、令和 8 年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,195 円)」が適用されます。
	鉄鋼業	1,265	令和 8.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 （1）18 歳未満又は 65 歳以上の者 （2）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの （3）清掃又は片付けの業務に主として従事する者
	はん用機械器具、生産用機械器具製造業 ※注①	1,195	令和 8.10.1	*はん用機械器具、生産用機械器具製造業の特定最低賃金(922 円)は、令和 8 年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,195 円)」が適用されます。
	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 （電球・電気照明器具製造業、電気計測器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。）	1,224	令和 8.12.25	次に掲げる者は「千葉県最低賃金」の適用となります。 （1）から（3）は上記に同じ （4）次に掲げる業務に主として従事する者 イ　主として手作業による又は手工具若しくは小型電動工具、操作が容易な小型機械を使用して行う部品の組立て又は加工業務のうち、組線、巻線、端末処理、はんだ付け、取付け、穴あけ、みがき、刻印打ち、かしめ、バリ取り、材料の送給、選別の業務 ロ　塗油、検品の業務 ハ　手作業による袋詰め、包装の業務 ニ　軽易な運搬、部品等の整理、賄い等の雑役業務
	計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	1,195	令和 8.10.1	*計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業の特定最低賃金(887 円)は、令和 8 年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,195 円)」が適用されます。
	各種商品小売業 ※注②	1,195	令和 8.10.1	*各種商品小売業(848 円)は、令和 8 年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,195 円)」が適用されます。
	自動車（新車）小売業	1,195	令和 8.10.1	*自動車(新車)小売業(922 円)は、令和 8 年度は改正されないため、この額を上回る「千葉県最低賃金(1,195 円)」が適用されます。

※注①　はん用機械器具製造業…家庭用エレベータ製造業、冷凍機・温湿調整装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業（他に分類されないはん用機械・装置製造業を除く）及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く
　生産用機械器具製造業…建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用ショベルトラック製造業、縫製機械製造業のうち毛糸手編機械製造業、生活関連産業用機械製造業のうち包装・荷造機械製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業のうち金属用金型・同部分品・附属品製造業、非金属用金型・同部分品・附属品製造業、ロボット製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く

※注②　各種商品小売業…衣・食・住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所

◎賃金を上記最低賃金額と比較する場合、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外勤務手当、休日出勤手当、深夜手当、１か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）や臨時に支払われる賃金（結婚手当など）は除外します。

詳しくは、千葉労働局賃金室　TEL043－221－2328
または最寄りの労働基準監督署へお尋ねください



厚生労働省最低賃金特設ｻｲﾄ　千葉労働局　労働基準監督署